

●香川県告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業者の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成24年9月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年 月 日	事業所の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	
		変 更 前	変 更 後
平成20年1月1日	三豊市財田町訪問看護ステーション 三豊市財田町財田上2141番地	三豊市 三豊市豊中町本山甲 201番地1	三豊市 三豊市高瀬町下勝間 2373番地
平成24年4月1日	三豊市財田町訪問看護ステーション 三豊市財田町財田上2141番地	三豊市 三豊市高瀬町下勝間 2373番地	三豊市 三豊市高瀬町下勝間 2373番地1